

## 岡崎市景観形成補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成24年岡崎市条例第22号。以下「条例」という。）第50条第2項及び第3項の規定に基づき、景観重要建造物の保全に対する補助金（以下「景観重要建造物補助金」という。）又はふるさと景観資産の保全に対する報償金（以下「ふるさと景観資産報償金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則との関係)

第2条 景観重要建造物補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号。）、条例及び岡崎市景観計画（平成24年岡崎市告示第44号。以下「景観計画」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ふるさとの名木 ふるさと景観資産として選定された樹木及び樹木の集団のうち並木をいう。
- (2) ふるさとの森 ふるさと景観資産として選定された樹木の集団のうち並木以外のものをいう。

(補助対象者)

第4条 景観重要建造物補助金又はふるさと景観資産報償金（以下「補助金等」という。）の交付対象者は、次に掲げる者（国の機関又は地方公共団体その他市長がこれに類する者と認めるものを除く。）とする。

- (1) 景観重要建造物の所有者若しくは管理者又は景観重要建造物の保全に係る建築行為等をしようとする者（以下「景観重要建造物の所有者等」という。）
- (2) ふるさと景観資産の所有者又は管理者

2 補助金等の交付を受けようとする者が、岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下この項において「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体である場合には、補助金等の交付はしない。

(景観重要建造物補助対象事業)

第5条 景観重要建造物補助金の交付の対象となる事業は、景観重要建造物の保全に必要な修理又は修景を伴う事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「景観重要建造物補助対象事業」という。）とする。

- (1) 景観重要建造物の外観の保全に必要な修理・修景工事（外装材及びこれを必要な部分に緊結するための下地材並びに構造耐力上主要な部分を含む。）

(2) 前号に係る設計及び工事監理（測量及び試験を含む。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の保全に寄与すると市長が認めるもの

（補助金の交付）

第6条 景観重要建造物補助金は、同一の景観重要建造物補助対象事業について、予算の範囲内において、1会計年度につき1回交付するものとする。

2 前項の場合において、同一の景観重要建造物補助対象事業に係る景観重要建造物補助金は、原則として、引き続いた3会計年度を超えて交付することができない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 景観重要建造物補助金の額は、別表左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表中欄に定める割合を乗じて得た額（当該額が同表右欄に定める限度額を超えるときは、当該限度額）とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

4 景観重要建造物補助対象事業が、景観重要建造物補助金以外の補助金（これに類するものを含む。以下同じ。）の交付を受けるときは、景観重要建造物補助金の交付はしない。

（事前相談）

第7条 景観重要建造物補助金の交付を受けようとする景観重要建造物の所有者等は、補助金の交付申請をする前に市と事前相談を行うものとする。

（景観重要建造物補助金の交付申請）

第8条 景観重要建造物補助金の交付を受けようとする景観重要建造物の所有者等は、規則第5条の規定に基づき、様式第1号による市費補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 設計図書（図面及び仕様書）

(3) 工事費又は委託費見積書

(4) 現況写真

(5) 市費補助金申請に係る消費税仕入税額控除確認書（消費税額を含めて申請する場合に限る。）

(6) 所有者の同意書（所有者以外が申請する場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請をするにあたって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。

3 同条第1項に規定する申請は補助金の交付の対象となる事業に着手する日より前、かつ、補助金の交付の対象となる事業を行う年度の12月28日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに行わなければならない。

(交付決定の通知)

第9条 補助金の交付決定の通知は、規則第7条の規定に基づき、様式第2号による岡崎市景観形成補助金交付決定通知書により行うものとする。

(事業内容の変更)

第10条 景観重要建造物補助金の交付の決定を受けた景観重要建造物の所有者等は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後において、当該補助金の交付の決定を受けた事業（以下「景観重要建造物補助事業」という。）の内容の変更をするときは、あらかじめ、規則第7条の2の規定に基づき、様式第3号による岡崎市景観重要建造物補助事業内容変更承認申請書に当該変更に係る行為の内容を記載した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による承認の通知は、規則第7条の2第2項において準用する規則第7条の規定に基づき、様式第4号による岡崎市景観重要建造物補助事業変更承認通知書により行うものとする。

(事業の中止又は廃止)

第11条 景観重要建造物補助金の交付を受けた景観重要建造物の所有者等は、景観重要建造物補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第5号による岡崎市景観重要建造物補助事業中止・廃止承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による承認の通知は、規則第7条の2第2項において準用する規則第7条の規定に基づき、様式第6号による岡崎市景観重要建造物補助事業中止・廃止承認通知書により行うものとする。

(景観重要建造物補助金の実績報告)

第12条 景観重要建造物補助金の交付の決定を受けた景観重要建造物の所有者等は、規則第10条の規定に基づき、様式第7号による市費補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、景観重要建造物補助事業が完了した日以後1月以内の日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事請負又は委託契約書の写し
- (3) 工事請負又は委託代金支払領収書の写し
- (4) 景観重要建造物補助事業に係る写真その他行為の状況を示す資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額確定の通知)

第13条 景観重要建造物補助金の交付額確定の通知は、規則第11条の規定に基づき、様式第8号による岡崎市景観重要建造物補助金交付額確定通知書により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条に規定する確定を受けた交付決定受理者は、同条に規定する確定を受けた日から起算して30日を経過する日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに請求書を市長へ提出しなければならない。

2 景観重要建造物補助金の支出は、前項の規定に基づく交付決定受理者からの請求により交付する。

(交付決定取消しの通知)

第15条 景観重要建造物補助金の交付決定取消しの通知は、規則第13条の規定に基づき、様式第9号による岡崎市景観重要建造物補助金交付決定取消通知書により交付決定受理者に対し通知するものとする。

(検査等)

第16条 市長は、景観重要建造物の所有者等に対し、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

(財産の管理及び処分)

第17条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数又はそれに準ずると認められる期間を経過するまで、保全に支障を来さないよう事業完了後においても善良な管理者の注意をもって適切に管理をするとともに、市長の承認を受けないでこの補助金の趣旨に反して使用し、譲渡し、貸付し、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 前項の規定により、市長の承認を受けて処分する場合、又はこの補助金の交付の目的に合致しないような著しい改修を行った場合には、市長は、補助金の交付を受けた所有者に対し、その交付した補助金の全額又は一部に相当する額を返還すべきことを命ずることができる。

(ふるさと景観資産報償対象行為)

第18条 ふるさと景観資産報償金の交付の対象となるものは、条例第48条第1項の規定による管理協定（以下「管理協定」という。）を締結した場合で、ふるさと景観資産の現状が良好であると認めるものとする。

(ふるさと景観資産報償金)

第19条 ふるさと景観資産報償金の額は、次の各号に掲げるふるさと景観資産の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として管理協定で定める額を、1会計年度につき1回交付することができる。

(1) ふるさとの名木 1箇所当たり5,000円

(2) ふるさとの森 1箇所当たり面積1平方メートルにつき20円（1箇所の面積が500平方メートルを超える場合にあっては、その超える面積1平方メートルにつき10円を加算した額）

2 ふるさと景観資産報償金の交付を受けた者が、管理協定に定める条件を遵守しない場合においては、市は報償金の返還を求めることができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

- 附 則  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（景観重要建造物補助金の補助割合）

補助対象事業	補助の割合	限度額
第 5 条第 1 号の景観重要建造物補助対象事業	2 分の 1	300 万円
第 5 条第 2 号の景観重要建造物補助対象事業	2 分の 1	50 万円
第 5 条第 3 号の景観重要建造物補助対象事業	2 分の 1	50 万円

備考

- 1 景観重要建造物補助対象事業が 2 以上ある場合で、これらの景観重要建造物補助金を合算した額が 1 会計年度につき 300 万円を超えるときは、300 万円とする。
- 2 同一の景観重要建造物に係る景観重要建造物補助金の総額は、その最初の交付の日の属する会計年度から起算して 10 会計年度までの間は、600 万円を超えることができない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。